

令和 5 年 第 4 回 臨時 会

松 崎 町 議 会 会 議 録

令和 5 年 1 1 月 2 7 日 開 会

令和 5 年 1 1 月 2 7 日 閉 会

松 崎 町 議 会

令和 5 年第 4 回 松 崎 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号（11 月 27 日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名について	3
○会期の決定について	4
○議案第 69 号 松崎町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例 の一部を改正する条例について	4
○議案第 70 号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に ついて	11
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について	17
○閉会の宣告	19
○署名議員	20

令和5年第4回松崎町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年11月27日（月）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第69号 松崎町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第70号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 選挙第 8号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

出席議員（7名）

1番 藤井 昭一 君

3番 高橋 良延 君

5番 田中 道源 君

6番 小林 克己 君

7番 高柳 孝博 君

8番 藤井 要 君

9番 深澤 守 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 深澤 準弥 君

副 町 長 木村 仁 君

教 育 長 平馬 誠二 君

総務課長
兼 防災監 齋藤 聡 君

企画観光課長 八木 保久 君

窓口税務課長 糸川 成人 君

健康福祉課長 鈴木 悟 君

生活環境課長 高橋 和彦 君

産業建設課長 鈴木 清文 君

会計管理者 船津 直樹 君

教育委員会
教務局長 松本 利之 君

総務課長補佐
兼 財政係長 菊池 貴幸 君

窓口税務課長
補佐 土田 克之 君

健康福祉課
保険年金係長 深澤 清香 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 大 場 千 徳

書

記

飯 田

聖

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（深澤 守君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は7名であります。

菜野良枝君は療養中のため欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年松崎町議会第4回臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（深澤 守君） 直ちに本日の会議を開きます。

申し合わせにより、議場内で上着を取ることを許します。

撮影について申し出がありましたので、許可いたします。

◎議事日程の報告

○議長（深澤 守君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（深澤 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番、藤井要君、1番、藤井昭一君、補欠、3番、高橋良延君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（深澤 守君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

◎日程第3 議案第69号 松崎町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（深澤 守君） 日程第3、議案第69号 松崎町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤 準弥君） 議案第69号 松崎町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） それでは、議案第69号 松崎町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案の最後に添付された資料をご覧いただきたいと思います。

今回、一般職につきましては、議案第70号でご審議いただきますが、人事院勧告により一般職給とボーナスの支給率とも増額されました。

人事院勧告は、令和5年8月に勧告がなされ、10月20日に閣議決定され、11月18日に法律が公布されました。

人事院勧告につきましては、役職、勤務地、学歴、年齢などを同じくするもの同士、約

1万1900社の民間の企業の給料との比較の結果、今回改定をお願いする期末手当につきましては、民間の支給割合が4.49ヶ月となっておりますが、公務員では4.4ヶ月と民間と比較し、約0.1ヶ月分少なくなっており、民間との格差を是正するため、町長、副町長、教育長の期末手当の支給率について改定をお願いするものです。

ここ数年間での円安や原材料高に起因する、物価上昇で労働者の生活が苦しい中、インフレ率を上回る賃上げが必要との判断から、大手企業を中心に多くの企業が賃上げを発表しております。

また、政府でも経済対策の柱として、構造的賃上げの実現を目指し、地方や中小企業までに広げていかなければならないとしています。

こうしたことから、今回は民間との支給率の格差を一般職の支給率に合わせて0.1ヶ月分を加算して、現行の年4.05ヶ月から4.15ヶ月に支給率の変更をしたいと考えております。

今回の改定による期末手当の増額は、町長、副町長、教育長の3名の合計で18万2160円となります。令和5年度は12月の支給量支給率を、2.075ヶ月から2.175ヶ月としますが、令和6年度以降は6月、12月とも2.075ヶ月とします。なお、月例給につきましては、今回は改正はいたしません。この条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定につきましては、令和6年4月1日からの施行となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

質疑を許します。

小林君。

○6番（小林克己君） 特別職は一般職と異なり、町の状況に合わせて対応されていくものであると思っております。

今、物価上昇や、賃上げの発表はありましたけども、賃上げの実現もされておられません。町民の生活の改善がないままであります。

また、当町では、これから水道料金の値上げも検討されていかれていく中で、この時期に期末勤勉手当の、支給月数の引き上げをするのは妥当ではないと考えております。

そこで、引き上げではなく、据え置きという考えは検討されなかったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 民間といいますか、町内の住民税の納税義務者の給与

の状況をちょっと確認をさせていただきました。

約年間 2 万 4000 円ほどやはり収入が上昇していると、率にして 0.64% の上昇にはなっているというような状況で、納税義務者の関係なりますけど、若干の改善をしているものですから、町の方も今回それに合わせて改定をさせていただきたいということで考えておりました。

○議長（深澤 守君） 他に質疑ありますか。

高柳君。

○7 番（高柳孝博君） 今町の状況が出てきましたけど、町の人声として、地域の状況を、他の地域と比べるのではなくて地域の状況を見てみると、必ずしもそうになってない。

それから、全体的に見ますと、政府の方は確かに賃上げして底上げするようなこと言ってますけど、企業の中では、物価が上昇してる中で、買い控えが多くなってる、売れなくなってる。従って、逆に値下げをしているというところがもう始まっていると言う人もいらっしゃいます。そういうことを考えてみると、なかなか厳しいのかなと。

それから、まつぎ荘の状況から見ても、コロナ前のところに必ずしも戻ってるような状況になっていない。そういうことを考えてみると、今ここで上げなくて、少し据え置きにしてやった方がいいんじゃないかと思うんですけど、町の人意見はどう考えますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 実際に物価の上昇率が、給与の上昇率を上回っているというのは、多分ニュースをご覧なっても我々もわかるところでございますので、なかなか生活が、可処分所得がちょっと大変なのかなというところはございますが、町の職員も、町長、副町長、教育長にしましても、町の経済を牽引していかなければならないというようなこともございますので、今回はちょっとお願いしたいというところもございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7 番（高柳孝博君） 経済全体で見ますと、金融緩和であるとか、賃金上昇が必要であるということで、デフレ脱却を目指してインフレ率を上げようと、いわゆる GDP を上げようということで、政府も上げてると思うんですが。ただ、わが町が本当にそこまでいってるのかなと、活気があるのかなというふうに思います。

そして、実際に町の宿泊の方、戻ってきてるとは言いながら、まだコロナ前に完全に戻

ってる状況ではないと思います。

そのあたりは、コロナ前に比べて上がってきてる、あるいは松崎町の経営見ても、十分町が活気が出てるといふふうにお考えでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） コロナ前と比較しますと、やはりまだそこまでは100％は戻ってきていないのかなというような感じはしております。

ただし、先ほども申し上げましたとおり、住民税の納税義務者の給与は引き上げがなされているというような実態もございましたので、今回は改定をお願いしたというようなところもございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 一般職の方と特別職と比べますと、私は、特別職は町の一般の給与を受けてる方と比べて高いと思ってます。

一般の職員が特別高いとは思いませんけれど、それでも、町の中でサラリーマンという人が少ない中で、結構町の職員ってのは高いんじゃないかって気もするんですけど。その中で、特別職ってのは特に一般職と比べても高いと思います。その一般職の給料というのは、一般と比べて高いと思いますか、安いと思いますか。いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） その金額につきましては職責に応じた金額ではないかというふうには考えております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 職責で考えると、町の全体のことを考えてみると、町の運営っていうのは交付税でほとんど賄ってるわけです。そして、所得税そのものも、ほとんどが給与の方で流れていってしまう。そういうような状況の中で、町をこれから発展させようというためには、少しでも町独自で使えるお金を増やして、そちらの方に使うのがベターではないかと思います。

その辺りいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 議員のおっしゃられるとおり、町の財政につきましては、可能な限り、有効的に使っていくことが必要ではないかというようなことも考えておりますが、やはり職責に応じた支給額も必要ではないかなというふうには考えております。

○議長（深澤 守君） 小林君。

○6番（小林克己君） 先ほど民間の方では4.49ヶ月、今回4.15ヶ月という数字を出されてきました。これ4.49、民間と同じではなく4.15というこの数字を示してきたこの根拠っていうか、これの数字に至る経緯っていうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 通常ですと4.5ヶ月というのは、判断の一つの基準にもなるのかなというふうに思っております。

特別職の給料につきましては、以前に行政調査委員会の方に諮問をさせていただきました。その際に答申として4.15ヶ月が妥当ではないかというような判断から、今回は4.15ヶ月というなことでこちらの方の議案を上程させていただきました。

○議長（深澤 守君） 小林君。

○6番（小林克己君） 行調の方では、民間と同じ4.5にするっていうのは、適切ではないっていう形で4.15という形になったと思いますけども。行調の方では、その場でも据え置きとかっていうような話は上がらなかったのでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 行政調査委員会では、据え置きというような判断は出ておりませんでした。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 町の中の経済状況とかがあまり芳しくないから、据え置きとかの方がいいんじゃないかっていうふうな意見が出てるような気がいたしますが、私としましてはですね、他の場所の方々と話す際に、町長の給料って幾らなのだろうとかっていうそういう、ちょっとざっくりばらんな話をすることがあるんですが、その時に、町長でそんなに少ない、みたいな話をされたことがあります。これは1人2人ってわけじゃなくて、結構、やっぱり松崎って人口が少ないししょうがないのかねなんていう話になっておりますが、やはり1市町の代表する首長だったり、特別職に就いてる方々、町の大きさはともかくとして、やはり責任の重さは変わらないのかなと思っております。ですので、民間の4.5っていうのが一つの基準として、そっちもちょっとずつ上がってきてるよというところに合わせて上げていくのが妥当なのかなとは思っております。その上で、しっかりとその分、職務を全うしていただいたら、それでいいんだろうなと思うんですけども。

例えばここで据え置きした場合、わが町はそんなに経済的に、まだ豊かにはなっていない

から据え置きにしますというふうにした場合の、影響というのでしょうかね。例えば、町の方が据え置きにしてるから、民間の方でも据え置きにしましょうみたいなことになったりするようなことってのあるのか。ちょっとその影響について教えていただけますでしょうか。わかる範囲で結構です。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 今回の影響額は3名で大体18万円。平均すると、1人当たり6万円程度のものになると思います。

住民に対しての大きな影響額というのは、ないということはないと思うんですけど、影響はかなり少ないのかなというふうに思っております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 3人で18万円ということですけども、少し私が懸念しますのは、民間の方々もなかなか大変だとは思っておりますが、でも全体的に給料を上げていかなきゃいけないよねっていうのが、国としての課題だと思っているんですけども。わが町では、町当局もそういうわけで据え置きにしました、だからうちの企業でも据え置きでいきますみたいな、いわゆる慣例のですね、何て言うんでしょうね。1例として町長を上げてないみたいなことになると、民間の方にも上げようっていう動きを抑制するようなことになるんじゃないかっていうのちょっと懸念するんですけども、その辺はどのように考えてますかね。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 町長の給料につきましては、一般的にもう公開をされているものですから、町の方の条例をインターネット辺りで確認をしていただければ状況も多分わかると思います。

今回の議会の結果につきましても、広報等で周知をさせていただくものですから、民間の企業の方も町長の給料が上げたからというようなことで、少しでも町の財政、経済の活性化になればというふうなことで考えていただければなというふうに思っております。

○議長（深澤 守君） 他に質疑ありますか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する人なし)

○議長（深澤 守君） 小林君。

○6番（小李克己君） 特別職は、町の状況に合わせて対応するものと考えております。

町民の生活の改善が、今現在なされていないままであります。

この時期に、期末勤勉手当の支給月数を引き上げするのは、自分は妥当ではないと考えておりますので、この議案に対して反対させていただきます。

○議長（深澤 守君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 私は議案第69号に賛成をいたします。

社会経済状況を見ると、エネルギーあるいは食料品価格などの物価高騰によって、町民生活は非常に厳しいことは確かに理解できますが、コロナ禍を終えて、国内の経済状況の回復傾向も一方ではあります。

このような状況を、当局は総合的に考慮して、期末手当を人勧の勧告引き上げ0.1月を適用したものと思います。

そして一方で、月例給を据え置きにしたことは、町民生活の状況を配慮しているものであると私は理解し、賛成討論といたします。

○議長（深澤 守君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

田中君。

○5番（田中道源君） 私は本案に対しまして賛成をさせていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、まだ完全に経済が良くなっているとは言えませんが、これから日本国全体が賃上げをしていこうとやっていく流れになっている中で、わが町内もそういう方向に持っていかなければいけないものだと思います。

その先駆けといいますか、一つのモデルになる事例になるかと思いますが、まずはわが町から、わが当町の特別職からということで上げていくことが大切なことかなと思います。そして、その分しっかりと職務を全うしていただきまして、町のために資するような働きを見せていただければありがたいことだと思っております。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（深澤 守君） これをもって討論を終了します。

これより、議案第69号 松崎町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（午前 9時22分）

◎日程第4、議案第70号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（深澤 守君） 日程第4、議案第70号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第70号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） それでは、議案第70号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

議案第69号でも申し上げましたが、令和5年8月の人事院勧告では、国家公務員の給与等につきまして、民間との格差を埋めるため、月例給及び特別給につきまして引き上げるよう勧告がなされました。

この勧告では、人事院勧告に基づきまして町の方でも給与表の改定、期末勤勉手当の改正を行うものでございます。

今回、松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、資料を作成

いたしましたので、そちらをもとにご説明をさせていただきますので、一番最後のページになりますが、資料をご覧くださいと思います。

今回の松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、今年的人事院勧告に基づきまして、先ほど申し上げましたとおり民間の給与との格差を計算をさせていただきます。

民間の給与の平均が40万7884円であるのに対し、公務員は平均で、42歳で40万4015円となり、民間の給与の方は3869円、約0.96%高いことがわかりました。また、ボーナスにつきましても、民間が現在、年4.49ヶ月支給しているのに対し、公務員では4.40ヶ月の支給されてることがわかっております。そのため月例給では、初任給を初め若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で引き上げることになりました。

また、ボーナスにつきましては、期末手当と勤勉手当を合算して支給していますが、今回は期末手当、勤勉手当の両方について引き上げることとなりました。

月例給の改定ですが、まず大卒程度の一般職にかかる初任給を1万1000円引き上げ、高卒者の一般試験に係る初任給を1万2000円引き上げます。これらを踏まえ、全体の号俸について改正をするものです。平均改定率は、全体として1.1%となっております。これは民間事業者との比較差0.96%を埋めるための改定でございます。

現在、役場は6級制となっておりますが、今回の改定率は、1級の主事、主事補につきましては平均で5.2%、2級の主任主事クラスでは2.8%、3級の主任主査クラスにおいては1.0%、4級の係長クラスでは0.4%、5級の課長補佐クラスと6級の課長クラスは0.3%となります。

月例給につきましては令和5年4月1日からとなります。

次にボーナスの関係ですが、松崎町職員の給与に関する条例第15条の4において期末手当を、第15条の7につきましては勤勉手当について規定をしております。再任用職員以外の職員につきましては、現在、6月と12月に支給される期末手当は2.4ヶ月分、勤勉手当は2.0ヶ月分で、合計4.4ヶ月分を支給することになっております。

今回の改定では、12月に支給される期末手当は、1.2ヶ月分から1.25ヶ月分に0.5ヶ月分、勤勉手当は1.0ヶ月分から0.05ヶ月分を加え、1.05ヶ月分とし、期末手当と勤勉手当を合計し、年4.45ヶ月分とします。また、再雇用職員につきましては、6月、12月とも、期末手当が0.675ヶ月分、勤勉手当は0.475ヶ月分で、年2.3ヶ月分を支給いたしましたが、12月の支給分を、期末手当は0.7ヶ月分、勤勉手当は0.5ヶ月分とし、年2.3ヶ月分から年2.235ヶ月分

月分となります。

なお、6年度以降は再任用職員以外の職員は、期末手当が6月、12月とも1.225ヶ月分、勤勉手当は1.025ヶ月分となります。

再任用職員につきましては、期末手当が6月、12月とも0.6875ヶ月分、勤勉手当が0.4875ヶ月分となります。

この改定に基づきまして、会計年度任用職員の給与につきましても、一般職員と同様に改定されることになります。

月例給の基準日は令和5年4月1日となり、勤勉手当は、令和5年12月1日となります。

なおこの条例は、公布の日から施行します。ただし、第2条の規定につきましては、令和6年4月1日からの施行となります。

今回の改正は、国の人事院勧告に基づいたものとなっております。

今までも一般職員の給与につきましては、この改定に基づき上げるときは上げて、下げるときは下げるといった対応をとってきておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

簡単ですが以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） すいません、下の方の表なんです、一般職につきまして、4.45ヶ月と申し上げましたが、4.5ヶ月、それと再任用職員につきましては、2.35ヶ月分となりますので表のとおりとなります。よろしくお願いいたします。すいませんでした。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） この初任給ですね、大卒が1万1000円、高卒が1万2000円引き上げるということなんです、これ、賀茂郡内におきまして、他の市町と比べるとどんな感じになるんですか。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 賀茂郡内はすべて同じ給与表を使っております。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） この資料の下から2行目の月例給が、実施が令和5年4月1日って

なってるんですが、さかのぼるってことですか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 議員おっしゃられるとおり、今年の4月1日にさかのぼって、改めてまた計算されます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 職員の給与ってのは、人事院勧告でほとんどそれで動いてると思います。

公務員というのは、争議権っていうのはありませんので、これはもう人事院勧告であると倣うしかないと思います。

今まで何かこう自分たちのところで、そこで裁量が働いたというような事例はあるんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 一般職員につきましては、勧告どおりというようなことで、毎回毎回お願いしております。

○議長（深澤 守君） 他に質疑。

高橋君。

○3番（高橋良延君） この給与の関連質問でもよろしいでしょうか。

○議長（深澤 守君） 許可します。

○3番（高橋良延君） この給料の額、期末手当の率についてどうこう言うつもりはありませんが、少し教えてください。

今総務課の方で人事支援みたいなので何年か計画でやってると思いますけども、人事考課による給与への反映については、何年度を予定してますか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 人事考課につきましては、令和4年度から支援といいますか、今までやってきた評価方法とちょっと異なる業者にさせていただいたものですから、今現在評価が均一になるような形で研修なんかを行っております。

そのため、令和7年度の4月から運用ができるような形で、今現在ちょっと研修ですとか、評価を行っております。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） ありがとうございました。

そうすると7年度ですか。ということになると、この4.5とか云々ということがありましたけれども、こういったことの条例改正とかっていうのは、その時に出てくるということによろしいでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） そうなと思います。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 給与っていうのは、人の働くところで大きなポイントになると思います。そういった意味でなかなか採用を募集しましても、来ていただけない。

ところが、一方でこれはもう人事院勧告で決まってることなので、やむを得ないと思うんですが、そのあたりを今後どうしていくか。給与が大きなポイントであるために、何か町として何かこうやる手だてっていうのは何か考えられるんでしょうか。その辺りいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 現行の給与表を、各町独自で手を加えるというようなことはなかなかちょっと難しいのかなというふうに思っております。

県内でも、他の数件の団体につきましては、独自の給与表なんかを使っているところもありますが、やはりちょっと対応につきまして、なかなか県の方の会議なんかも出席しますと、是正が求められておりまして、国と同じ給与表を使っていたきたいということではと言われておりますので、町といたしましても国から示されたこの給与表を使っていかなるをえないのかなというふうに思っております。

○議長（深澤 守君） 他に質疑はありませんか。

藤井君。

○8番（藤井 要君） 今回ですね、私も上げるということには反対はいたしませんけれども、総額でどのくらいになるのか、これ42歳が平均ということで出しておりますけれども、どのくらいになるのかお願いしたいと思いますけれども。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 影響額になりますが、4月1日から来年の3月までの給与の影響額を見ますと、一般職で給与とボーナスを含めて、およそ1370万円、会計年度任用職員につきましては、654万円ぐらいになるのではないかなというふうに考えております。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 先ほど42歳って、40歳で平均だったらどのぐらいになると。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 申し訳ありません。そちらの方ですが、ちょっと計算はしておりません。

○議長（深澤 守君） 他に質疑はありませんか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する人なし）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 私は本案に賛成いたします。

本案は、人事院勧告に従いまして、給料表に基づいて上げるものでございます。

本来でいけば、人事の採用とかで人の足りない中で、職員の数が足りない中で、本来ならば給与も上げてあげたいところですが、これは今なかなかできないということです。本案ぎりぎりの選択されたと思いますので、賛成いたします。

○議長（深澤 守君） これをもって討論を終了します。

これより議案第70号 松崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 選挙第 8 号 静岡県後期高齢者医療広域連合組合議会議員選挙につ
いて

○議長（深澤 守君） 日程第 5、選挙第 8 号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会については、広域連合規約第 7 条の規定により、市長から 6 人、町長から 4 人、市議会議員から 6 人、町議会議員から 4 人をそれぞれ選出して、計 20 人をもって組織することとされています。

このたび、町議会議員区分から選出すべき議員のうち 2 人が欠員となり、その補充のため、候補者を募ったところ、選挙すべき定数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。この選挙は、広域連合規約第 8 条の規定により、すべての町議会における得票総数により当選人を決することになりますので、議会規則第 33 条の規定に基づく、選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこでお諮りします。選挙結果について、議会規則第 33 条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを、広域連合に報告することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、議会規則第 33 条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを広域連合に報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（深澤 守君） ただいまの出席議員は 7 名であります。

お諮りいたします。議会規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に田中道源君及び小林克己君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、立会人に田中道源君及び小林克己君を指名いたします。

候補者氏名表を配布します。

（候補者氏名表配付）

○議長（深澤 守君） 候補者氏名表の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（深澤 守君） 念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（深澤 守君） 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて、順次投票をお願いいたします。

○議会事務局長（大場千徳君） 点呼いたします。

1 番 藤井昭一議員。

3 番 高橋良延議員。

5 番 田中道源議員。

6 番 小林克己議員。

7 番 高柳孝博議員。

8 番 藤井 要議員。

9 番 深澤 守議員。

○議長（深澤 守君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了します。

開票を行います。

田中道源君及び小林克己君、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議長（深澤 守君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 7 票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち有効投票 7 票、無効投票 0 票、有効投票中、遠藤嘉規君 6 票、遠藤豪君 1 票。

以上のとおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

◎閉会の宣告

○議長（深澤 守君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

これにて令和 5 年松崎町議会第 4 回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前 9 時 5 0 分）

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

松崎町議会議長

松崎町議会議員

松崎町議会議員